

令和7年度 東京都一般任期付職員

採用選考案内

令和7年10月28日
東京都

東京都産業労働局では、東京の産業を活性化し、雇用の確保を図るための多様な取組を進めています。これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

(※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保証するものではありません。

◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

区分	区分名	職種・職層	採用予定人数	業務内容	受験資格	求められる知識・経験	任期(※)	職	勤務場所
1	中小企業支援(ものづくり)	事務・主任	1人	○在職者向け職業訓練の実施・計画・調整をはじめとした以下の業務 ・各職業能力開発センター・校が管轄するエリアの特色に応じたレディメイド講習の検討・構築・実施 ・中小企業のリスキリングのニーズなどを踏まえた、オーダーメイド講習の構築・提案・実施(ニーズのヒアリング・分析を含む。) ・カリキュラムの構築における講師との連絡・調整 ・訓練実施のための材料の選定、訓練機器の整備・調整 ・企業や労働者からの問合せ対応、受付業務や講習開催など、人材育成プラザの運営(午前8時から午後9時まで・土日祝日を含む。)*	○機械、建築、電気などものづくり産業等に関連する業務に従事した実務経験が、学歴区分に応じた年数以上(7ページに記載の別表 <u>主任</u> の欄に記載の年数以上)あること	○ものづくり産業等に関する人材育成業務(研修・講習等における企画・調整業務又は講師業務など)に従事した経験があること	令和8年2月1日から令和9年3月31日まで	多摩職業能力開発センター訓練課主任(能力向上訓練担当) ※各職業能力開発センター訓練課主任(能力向上訓練担当)又は各校主任(能力向上訓練担当)への人事異動の可能性があります。	多摩職業能力開発センター(西立川) ※都内職業能力開発センター・校への人事異動の可能性あります。

※勤務地・勤務時間の詳細は次ページのとおり

区分1:中小企業支援(ものづくり)の勤務地・勤務時間について

東京都では都内 13 か所の職業能力開発センター・校等において、職業能力の開発・向上に援助を必要とする方に対して職業訓練を行っています。

このうち、今回募集する「中小企業支援(ものづくり)」区分で募集する職員の勤務地は、次のセンターです。

○多摩職業能力開発センター（西立川）



職業能力開発センター（校）では、社員研修をはじめ企業・団体等が実施する教育訓練などのための施設として人材育成プラザを付設しており、本施設の運営のため、次の勤務時間によるシフト制勤務（土日祝日の出勤を含む。）となっております。

シフト区分	始業時間	終業時間	休憩時間
シフト①	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 15 分から 午後 1 時 15 分まで
シフト②	午前 9 時 00 分	午後 5 時 45 分	午後 0 時 15 分から 午後 1 時 15 分まで
シフト③	午後 0 時 30 分	午後 9 時 15 分	午後 4 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで

◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。

- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

- ・教育公務員^{※1}
- ・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 8 年 1 月 31 日までに任期が満了する者

※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

◎ **求める人物像**

- ・ 職務経験等に基づく専門的な知識経験を有する方
- ・ 的確な判断力を有し、自ら考え、積極的に行動することができる方
- ・ 自身の考えにより文章の作成・編集・修正等を行うことができ（Excel 表計算、PowerPoint 資料作成を含む。）、分かりやすく説明することができる方
- ・ 協調性が高く、職場の同僚と良好なコミュニケーションを図ることができる方

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学（4 年制の大学）の卒業	5 年以上
・ 短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業 ・ 高等専門学校卒業 ・ 専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 ・ 各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	7 年以上
・ 高等学校の卒業	9 年以上

注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注 3 合格通知後 5 営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（4「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	受験申込書兼履歴書、職務経歴調書及びエントリーシートによる審査
エントリーシート	以下2点について、申込フォームに直接記入してください。 ①志望動機（回答文字数：200字程度） 「志望動機を記入してください。」 ②活かせる知識、経験（回答文字数：600字程度） 「これまでのご自身の職務経歴や専門性に触れた上で、申し込む区分において当該経験等を活かし、産業労働局職員としてどのような貢献ができると考えているか具体的に述べてください。」

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票をマイページに配信します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

3 申込手続

受付期間	令和7年10月28日（火）午後5時から令和7年11月11日（火）午後3時まで
申込方法	東京都一般任期付職員採用選考申込フォーム【産業労働局】へアクセスし、産業労働局ホームページの「東京都一般任期付職員採用選考 インターネット申込みガイド」の案内に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません。）。 申込書類は「東京都産業労働局職員採用ホームページ」からダウンロードしてください。 <URL> ○東京都産業労働局職員採用ホームページ ※申込方法、申込フォームへのリンクを掲載しています。 ○東京都一般任期付職員採用選考 インターネット申込みガイド ※申込方法を掲載しています。 ○東京都一般任期付職員採用選考申込フォーム【産業労働局】 <注意事項> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。マイページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。パソコン等の推奨環境、その他システムの操作方法等については、「LoGo フォームに関するよくあるご質問」（外部サイト）を確認してください。

- ◎ 11月21日（金）12時までに、第1次選考の結果が届かない場合は、産業労働局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

5 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和7年11月19日（水） ※受験者全員に対し、マイページに配信します。
第2次選考実施日	令和7年11月26日（水）～27日（木） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和7年12月中～下旬 ※第2次選考受験者に対し、マイページに配信します。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和7年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和7年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、2月採用の場合は18日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都産業労働局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階南

【電 話】 03 (5320) 4618 (ダイヤルイン)

【産業労働局ホームページ】 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）

《産業労働局職員募集ホームページ》

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment>